



島根県報

平成22年12月14日（火）

第2,248号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

平成22年度クリーニング師試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	4
基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4

【正 誤】

平成22年12月6日付け島根県報号外第200号中	（食 料 安 全 推 進 課）	5
--------------------------	-----------------	---

告 示

島根県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う美郷地区上川戸工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年12月14日から21日間

3 縦覧の場所

美郷町役場

島根県告示第727号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町東比田2787-1、2787-2、2787-3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第728号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町西比田2204-3、2204-5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第729号

次の加入区については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項の規定による同意があったと認めたので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 特定養殖業の種類
わかめ養殖業
- (2) 加入区の名称
特養中山加入区
- (3) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまねの地区のうち出雲市大社町日御碕（通称中山西及び中山東に限る。）の区域
- 2 (1) 特定養殖業の種類
わかめ養殖業
- (2) 加入区の名称
特養加茂加入区
- (3) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまねの地区のうち隠岐の島町加茂の区域

島根県告示第730号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成22年12月14日から施行する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表浜田市の項中	石原	中層耐火構造4階建	昭和55	0.95	を
			昭和57		

」

「

石原	中層耐火構造4階建	昭和55	0.95 (第213号及び第313号の住戸にあつては、0.97)
		昭和57	

に改める。

」

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成22年11月9日に実施した平成22年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

2、3、4、5、6、9、10

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業期間

平成23年1月21日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

浜田市

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

仁多郡奥出雲町亀嵩2201番3、2204番5、2205番1の一部、2206番1の一部、2207番1、2210番12、2211番2、2213番1、2213番2、2213番3、2214番2

面積 12,338.78平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仁多郡奥出雲町横田1037番地

奥出雲町教育委員会 教育長 安部隆

正 誤

平成22年12月6日付け島根県報号外第200号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から7	平成22年11月29日	平成22年12月1日